

別紙

第1 「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」通達関係

平成元年3月29日付直所3-8ほか1課共同「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（簡易課税制度が適用される課税期間を含む年の仮払消費税等の額の特例）</u></p> <p><u>1の2 個人事業者（消法第9条第1項本文（（小規模事業者に係る納税義務の免除）の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下3の2までにおいて同じ。）が、簡易課税制度（消法第37条第1項（（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）の規定を適用して消法第45条第1項第2号（（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告））に掲げる課税標準額に対する消費税額から控除することができる仕入控除税額を算出する方法をいう。）が適用される課税期間を含む年において、当該個人事業者の行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式によっている場合で、国内において行った消法第2条第1項第12号（（定義））に規定する課税仕入れ（特定課税仕入れを除く。）に係る支払対価の額に110分の10（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（同項第9号の2に規定する軽減対象課税資産の譲渡等をいう。）に係るものである場合には、108分の8）を乗じて算出した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額）を当該課税仕入れに係る取引の対価の額と区分して経理をしているときは、継続適用を条件として、当該金額を仮払消費税等の額とすることができる。</u></p> <p><u>（注）この取扱いの適用を受ける場合には、所得税に係る法令の規定及び通達の定め適用についても同様となることに留意する。</u></p> <p>（税抜経理方式と税込経理方式の選択適用）</p>	<p>（新設）</p> <p>（税抜経理方式と税込経理方式の選択適用）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 個人事業者が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該個人事業者の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して所得税の課税所得金額を計算するものとする。</p> <p>(注) 1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得（以下「事業所得等」という。）を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることのできるものとする。</p> <p>2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。</p> <p>3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。</p> <p><u>(控除される消費税額がない課税仕入れに係る消費税等の処理)</u></p> <p>11の2 <u>消法第2条第1項第12号((定義))に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れを除く。)</u>のうち、<u>消法令第46条第1項各号((課税仕入れに係る消費税額の計算))に掲げる課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める金額があるもの以外のもの</u>に係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合 <u>(1の2((簡易課税制度が適用される課税期間を含む年の仮払消費税等の額の特例))の取扱いの適用を受ける場合を除く。)</u>であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて所得税の課税所得金額を計算することに留意する。</p>	<p>2 個人事業者 <u>(消法第9条第1項本文((小規模事業者に係る納税義務の免除))の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下3の2までにおいて同じ。)</u>が行う取引に係る消費税等の経理処理につき、当該個人事業者の行う全ての取引について税抜経理方式又は税込経理方式のいずれかの方式に統一していない場合には、その行う全ての取引についていずれかの方式を適用して所得税の課税所得金額を計算するものとする。</p> <p>(注) 1 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得（以下「事業所得等」という。）を生ずべき業務のうち2以上の所得を生ずべき業務を行う場合には、当該所得の種類を異にする業務ごとに上記の取扱いによることのできるものとする。</p> <p>2 譲渡所得の基因となる資産の譲渡で消費税が課されるものに係る経理処理については、当該資産をその用に供していた事業所得等を生ずべき業務と同一の方式によるものとする。</p> <p>3 消費税と地方消費税は同一の方式によるものとする。</p> <p><u>(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理)</u></p> <p>11の2 <u>国内において行った消法第2条第1項第7号の2((定義))に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れ並びに消法令第46条第1項第5号及び第6号((課税仕入れに係る消費税額の計算))に掲げる課税仕入れを除く。)</u>に係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて所得税の課税所得金額を計算することになることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) この取扱いによった場合においても、2((税抜経理方式と税込経理方式の選択適用))の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</p> <p>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</p> <p>11 の 3 税抜経理方式を適用することとなる個人事業者が国内において行う課税仕入れ等(消法第2条第1項第12号((定義))に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れを除く。))のうち、<u>消法令第46条第1項各号((課税仕入れに係る消費税額の計算))に掲げる課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める金額があるもの以外のものを除く。</u>)につき、消法第30条第2項((仕入れに係る消費税額の控除))のほか、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</p> <p>(1) 消法第30条第7項及び第10項から第12項まで(同条第7項及び第11項にあつては、ただし書を除く。)</p> <p>(2) 消法第36条第5項((納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整))</p> <p><u>(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和5年10月1日以後に国内において個人事業者が行う課税仕入れ(消法第2条第1項第12号((定義))に規定する課税仕入れをいい、特定課税仕入れを除く。以下同じ。))に係る消費税について適用し、同日前に国内において個人事業者が行った課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(注) この取扱いによった場合においても、2((税抜経理方式と税込経理方式の選択適用))の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</p> <p>(控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定)</p> <p>11 の 3 税抜経理方式を適用することとなる個人事業者が国内において行う課税仕入れ等(消法第2条第1項第7号の2((定義))に規定する適格請求書発行事業者以外の者から行った同項第12号に規定する課税仕入れ(特定課税仕入れ並びに消法令第46条第1項第5号及び第6号((課税仕入れに係る消費税額の計算))に掲げる課税仕入れを除く。))を除く。)につき、消法第30条第2項((仕入れに係る消費税額の控除))のほか、例えば、次の規定の適用を受ける場合には、当該規定の適用を受ける取引に係る仮払消費税等の額は、控除対象外消費税額等となることに留意する。</p> <p>(1) 消法第30条第7項及び第10項から第12項まで(同条第7項及び第11項にあつては、ただし書を除く。)</p> <p>(2) 消法第36条第5項((納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整))</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的特扱い(2)…適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間を含む年の仮払消費税等の額の特例)</u></p> <p><u>所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第51条の2第1項((適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置))の規定の適用を受ける課税期間を含む年において、個人事業者が行う取引に係る消費税等の経理処理について税抜経理方式によっている場合には、継続適用を条件として、1の2((簡易課税制度が適用される課税期間を含む年の仮払消費税等の額の特例))の取扱いの適用を受けることができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

第2 「『消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて』の一部改正について」 通達関係

令和3年2月9日付課個2-3 「『消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて』の一部改正について」 (法令解釈通達) のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>経過的处理(2)…経過措置の適用期間において課税仕入れを行った場合の経過处理</u>)</p> <p>個人事業者が、次の(1)又は(2)に掲げる課税仕入れ(特定課税仕入れを除く。以下経過的处理(3)までにおいて同じ。)のうち、消法令第46条第1項各号((課税仕入れに係る消費税額の計算))に掲げる課税仕入れの区分に応じ当該各号に定める金額があるもの以外のもの及び次の(3)に掲げる課税仕入れに係る取引につき税抜経理方式を適用する場合(1の2((簡易課税制度が適用される課税期間を含む年の仮払消費税等の額の特例))の取扱いの適用を受ける場合を除く。)には、当該課税仕入れの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該取引に係るこの法令解釈通達による改正後の1(13)((用語の意義))に規定する仮払消費税等の額とする。</p> <p>(1) <u>令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に国内において行った課税仕入れ(3)に掲げるものを除く。)</u> <u>所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第131号。以下「平成30年改正令」という。)</u> 附則第11条第3項((資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過措置))の規定による読替え後の令第182条の2第5項((資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入))に規定する当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額</p> <p>(2) <u>令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行った課税仕入れ(3)に掲げるものを除く。)</u> <u>平成30年改正令附則第11条第4項の規定による読替え後の令第182条の2第5項に規定する当該課税仕</u></p>	<p>(<u>経過的处理(2)…適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置</u>)</p> <p>個人事業者が<u>国内において行った課税仕入れ等につき、次に掲げる規定の適用を受ける場合には、この法令解釈通達による改正後の11の2((適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理))の取扱い</u>は、適用しない。</p> <p>(1) <u>所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号。以下「平成28年改正法」という。)</u> 附則第52条第1項((適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)) (消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号。以下「平成30年改正令」という。) 附則第22条第3項又は第4項((適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定</p> <p>(2) <u>平成28年改正法附則第53条第1項((適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)) (平成30年改正令附則第23条第3項又は第4項((適格請求書発行事業者以外の者から行った</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額</u></p> <p>(3) <u>令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行った所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「平成28年改正法」という。）附則第53条の2（（請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置））に規定する課税仕入れ（当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満であるものに限る。）当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（消法第2条第1項第9号の2（（定義））に規定する軽減対象課税資産の譲渡等をいう。）に係るものである場合には、108分の8）を乗じて算出した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額）</u></p> <p>(注) <u>この経過的取扱いの適用を受ける場合には、所得税に係る法令の規定及び通達（この法令解釈通達による改正後の11の2（控除される消費税額がない課税仕入れに係る消費税等の処理））の取扱いを除く。）の適用についても同様となることに留意する。</u></p> <p><u>（経過的取扱い③…経過措置の適用期間において課税仕入れを行った場合の経理処理の特例）</u></p> <p><u>経過的取扱い②（経過措置の適用期間において課税仕入れを行った場合の</u></p>	<p><u>課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定</u></p> <p>(3) <u>平成28年改正法附則第53条の2（（請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置））の規定</u></p> <p><u>（1）又は（2）に掲げる規定の適用を受ける場合において、当該課税仕入れ等に係る取引について税抜経理方式を適用するときは、所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第131号）附則第11条第3項（2）に掲げる規定の適用を受ける場合にあつては、同条第4項（（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過措置））の規定による読替え後の令第182条の2第5項（（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入））に規定する当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をこの法令解釈通達による改正後の1（13）（用語の意義））に規定する仮払消費税等の額とする。</u></p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>経理処理))の場合において、経過的取扱い(2)の取引(経過的取扱い(2)の(3)に掲げる課税仕入れに係るものを除く。)につき、個人事業者が当該取引の対価の額と区分して経理をした金額がないときは、経過的取扱い(2)にかかわらず、当該取引に係るこの法令解釈通達による改正後の1(13)((用語の意義))に規定する仮払消費税等の額はしないものとする</u>ことができる。</p> <p><u>(注)1 この経過的取扱いの適用を受ける場合には、所得税に係る法令の規定及び通達の定め</u>の適用についても同様となることに留意する。</p> <p><u>2 この経過的取扱いの適用を受けた場合においても、この法令解釈通達による改正後の2((税抜経理方式と税込経理方式の選択適用))の適用については、税込経理方式で経理をしたことにはならないことに留意する。</u></p> <p>(経過的取扱い(4)…控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定に関する経過措置)</p> <p>税抜経理方式を適用することとなる個人が国内において行う課税仕入れ等につき、平成28年改正法附則第53条の2((請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置))の規定の適用を受ける場合におけるこの法令解釈通達による改正後の11の3((控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定))の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) この法令解釈通達による改正後の11の3の「各号に定める金額」には、<u>消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則第24条の2第2項((請求書等の保存を要しない課税仕入れの範囲等))の規定による読替え後の消法令第46条第1項第6号((課税仕入れに係る消費税額の計算))に定める金額を含む。</u></p> <p>(2) この法令解釈通達による改正後の11の3(1)に掲げる規定には、平成28年改正法附則第53条の2の規定による読替え後の消法第30条第7項((仕</p>	<p>(経過的取扱い(3)…控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定に関する経過措置)</p> <p>税抜経理方式を適用することとなる個人が国内において行う課税仕入れ等につき、平成28年改正法附則第53条の2((請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置))の規定の適用を受ける場合におけるこの法令解釈通達による改正後の11の3((控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定))の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) この法令解釈通達による改正後の11の3に定める消法令第46条第1項第6号((課税仕入れに係る消費税額の計算))に掲げる課税仕入れには、<u>平成28年改正法附則第53条の2の規定の適用を受ける課税仕入れを含む。</u></p> <p>(2) この法令解釈通達による改正後の11の3(1)に掲げる規定には、平成28年改正法附則第53条の2の規定による読替え後の消法第30条第7項((仕入</p>

改 正 後	改 正 前
入に係る消費税額の控除)) (ただし書を除く。)の規定を含む。	れに係る消費税額の控除)) (ただし書を除く。)の規定を含む。